

簡易公募型競争入札方式（総合評価落札方式）に係る手続開始の公示
（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。

令和7年11月26日

支出負担行為担当官

四国地方整備局長 豊口 佳之

1. 業務概要

- 1) 業 務 名 令和7－9年度 今治労働総合庁舎工事監理業務（電子入札及び電子契約対象案件）
- 2) 業務内容 本業務は、今治労働総合庁舎新築工事（鉄筋コンクリート造一部木造地上4階建 延べ面積 2,472.45 m²の新築に係る建築工事（エレベーター設備、外構とりこわし含む）、電気設備工事、機械設備工事各一式）に係る工事監理を行うものである。
 - ①工事監理方針の説明等
 - ②設計図書の内容の把握等
 - ③設計図書に照らした施工図等の検討及び報告
 - ④対象工事と設計図書との照合及び確認
 - ⑤対象工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等
 - ⑥業務報告書等の提出
- 3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和9年9月13日まで
- 4) 本業務は、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の業務である。また、予定価格が1,000万円を超える場合には、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第85条の基準に基づく価格（以下「調査基準価格」という。）を設定するものとし、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う試行業務とする。

なお、予定価格が100万円を超え1,000万円以下である場合には、品質確保の観点から品質確保の基準となる価格（以下「品質確保基準価格」という。）を設定するものとし、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う試行業務とする。
- 5) 本業務は、提出資料、入札等を原則として電子入札システムで行う対象業務である。
- 6) 本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、落札決定後に発注者に紙契約方式選択書を提出し紙方式（契約）に代えるものとする。

- 7) 本業務は、技術提案書の評価にあたり、ヒアリングを省略し書面のみで評価を実施する契約手続きの短縮を図る試行業務である。
- 8) 本業務は、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業に対して総合評価における加点を行う業務である。
- 9) 本業務は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加減点を行う業務である。

2. 指名されるために必要な要件

1) 入札参加者に要求される要件

本入札手続への参加を希望する者は、参加表明書を提出しなければならない。

なお、参加表明書の提出者は、(1)に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

(1) 単体企業

- [1] 予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- [2] 四国地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格のうち建築関係建設コンサルタント業務の認定を受けている者であること。
- [3] 参加表明書の提出期限の日から開札の時までの期間に、四国地方整備局長から地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等に関して指名停止を受けている者でないこと。
- [4] 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定がなされた者を除く。）でないこと。
- [5] 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- [6] 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（入札説明書参照）。なお、本業務に参加表明書を提出した者の間に資本関係又は人的関係がある場合には、当該資本関係又は人的関係がある全ての者を指名しない。
- [7] 建築士法（昭和25年5月24日法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- [8] 本業務の受注者は、以下の業務受注者及び工事受注者と資本関係または人的関係がないこと。なお、受注者が未定のものは、当該工事契約等が成立した時点で前述に該当する場合は、入札参加資格を失うものとする。

業務受注者：令和４－５年度 今治労働総合庁舎設計業務
(株) 四電技術コンサルタント

工事受注者：令和７－９年度 今治労働総合庁舎建築その他工事
(株) 奥村組

令和７－９年度 今治労働総合庁舎機械設備工事
四国パイプ工業(株)

令和７－９年度 今治労働総合庁舎電気設備(２) 工事
受注者未定(令和７年１２月落札者決定予定)

(２) 業務執行体制に関する要件

単体企業において参加表明書を提出する者は、四国地方整備局管内において、営業拠点を有する者でなければならない。

(３) 配置予定技術者に対する要件

- ① 管理技術者及び主たる分担業務分野(総合分野)の主任担当技術者は、参加表明書及び技術提案書を提出する者の組織に所属していること。
- ② 管理技術者は建築士法による一級建築士であり、参加表明書提出時点において建築士法第２２条の２に定める期間内に同条に定める定期講習を受講していること(ただし、建築士法施行規則第１７条の３第１項表一 一級建築士定期講習の項イに該当する場合を除く。)。また、「令和４－５年度 今治労働総合庁舎設計業務」を実施した管理技術者と同一の者であってはならない。
- ③ 管理技術者及び各主任担当技術者(総合分野、構造分野、電気設備分野、機械設備分野)は、それぞれ１名であること(下記④又は⑤により兼任する場合は、それぞれ１名配置しているものと見なす。))。
- ④ 管理技術者は、総合分野主任担当技術者、構造分野主任担当技術者の両方又は一方と兼任することができる。なお、兼任する場合、総合評価における技術者評価は管理技術者のみを評価するものとし、兼任する分野の主任担当技術者に関する評価点はすべて「０点」とする。
- ⑤ 総合分野主任担当技術者は、構造分野主任担当技術者と兼任することができる。なお、兼任する場合、総合評価における技術者評価は総合分野主任担当技術者のみを評価するものとし、兼任する構造分野主任担当技術者に関する評価点はすべて「０点」とする。
- ⑥ 管理技術者及び各主任担当技術者は、平成２７年４月１日以降に契約履行が完了(完了検査が終わったもの)した同種又は類似業務に携わった実績を有すること。

[１] 同種業務

- ・管理技術者、主任担当技術者(総合分野、構造分野)

業務内容：新築又は増築の工事監理業務(業務名称に関わらず、業務内容に「工事監理」を含むものを対象とする。①において同じ。)

用 途：庁舎、事務所又はこれに類する施設（事務室、会議室、研修室、人文科学系研究室及びこれらに類する室（一般事務の用に供する室及びその付属室を対象とし、学校の教室に類する用途の室を除く。）の用途の面積が、延べ面積の過半を占める施設に限る。）

注）庁 舎：国又は地方自治体の施設で、一般事務の用に供する施設

事務所：国又は地方自治体以外の施設で、一般事務の用に供する施設

構 造：RC 造、SRC 造又は S 造

延べ面積：1,500 m²以上（増築の場合は、増築分野の延べ面積が 1,500 m²以上）

- ・主任担当技術者（電気設備分野）

業務内容：新築又は増築の工事監理業務

延べ面積：1,500 m²以上（増築の場合は、増築部分の延べ面積が 1,500 m²以上）

工事種目：受変電設備の新設又は増設が含まれる工事

- ・主任担当技術者（機械設備分野）

業務内容：新築又は増築の工事監理業務

延べ面積：1,500 m²以上（増築の場合は、増築部分の延べ面積が 1,500 m²以上）

工事種目：空気調和設備の新設又は増設が含まれる工事

[2] 類似業務

- ・管理技術者、主任担当技術者（総合分野、構造分野）

業務内容：新築又は増築の工事監理業務又は実施設計業務（業務名称に 関わらず、業務内容に「工事監理」又は「実施設計」を含むものを対象とする。②において同じ。）

構 造：RC 造、SRC 造又は S 造

延べ面積：750 m²以上（増築の場合は、増築部分の延べ面積が 750 m²以上）

- ・主任担当技術者（電気設備分野）

業務内容：新築、増築又は改修工事の工事監理業務又は実施設計業務

延べ面積：750 m²以上（増築又は改修工事の場合は、対象部分の面積が 750 m²以上）

工事種目：受変電設備の新設、増築又は受変電設備機器の更新（配線用遮断器のみ更新するものを除く。）が含まれる工事

- ・主任担当技術者（機械設備分野）

業務内容：新築、増築又は改修工事の工事監理業務又は実施設計業務

延べ面積：750 m²以上（増築又は改修工事の場合は、対象部分の面積が 750 m²以上）

工事種目：空気調和設備の新設、増設又は熱源機器の更新が含まれる工事

（４）その他必要な要件

総合分野を再委託しないこと。

２）入札参加者を選定するための基準

四国地方整備局建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領に定める指名基準による。なお、同基準中の「当該業務における技術的適性」については、同種又は類似業務等の実績、配置予定技術者の資格、業務の経験等を勘案するものとする。

３．総合評価に関する事項

１）落札者の決定方法

（１）価格及び技術等に関する資料をもって参加した入札者について、入札価格が予決令第 9 8 条において準用する予決令第 7 9 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内である者のうち、下記 2）総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。なお、予定価格は設計図書に基づき算出するものとする。

ただし、国の支払の原因となる契約のうち予定価格が 1, 0 0 0 万円を超える請負契約について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

（２）評価値の最も高い者が 2 者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決める。

（３）落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、予決令第 8 6 条の規定に基づき調査を行うものとする。

（４）品質確保基準価格の算出方法は、調査基準価格に準じて算出するものとする。

２）総合評価の方法

（１）評価値の算出方法

評価値の算出方法は、以下のとおりとする。

評価値＝価格評価点＋技術評価点

（２）価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

なお、価格評価点の配分点は 6 0 点とする。

価格評価点＝（価格評価点の配分点）×（1－入札価格／予定価格）

（３）技術評価点の算出方法

技術等に関する資料の内容に応じて、下記〔１〕、〔２〕、〔４〕及び〔５〕の評

価項目毎に評価を行い、評価に応じた得点を与える。

ただし、調査基準価格又は品質確保基準価格を設定する場合においては、〔3〕の項目評価を行い、評価に応じた得点を与える。

〔1〕 配置予定技術者の経験及び能力

〔2〕 実施方針等

〔3〕 技術提案の履行確実性

〔4〕 ワーク・ライフ・バランス等推進企業の認定評価

〔5〕 賃上げ評価点

上記の技術評価の得点を以下のとおり算出し、技術評価点とする。

なお、技術評価点の配分点は60点とする。

技術評価点＝（技術評価点の配分点）×〔（技術評価の得点合計）÷（技術評価の配点合計）〕

技術評価の得点合計＝（〔1〕に係る得点）＋（技術提案の得点）×（〔3〕技術提案の履行確実性度）＋（〔4〕に係る得点）＋（〔5〕に係る得点）

技術提案の得点＝（〔2〕に係る得点）

4. 入札手続等

1) 担当部局

〒760-8554 香川県高松市サンポート3-33

四国地方整備局 総務部契約課 契約係

電 話 087-851-8061（内線2528）

2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

令和7年11月26日から令和8年2月3日までの閉庁日を除く午前9時00分から午後6時00分まで

電子入札システムから入札説明書等ダウンロードシステムにより配布する。

電子入札システムのURLは、次のとおりである。

<https://www.e-bisc.go.jp/>

3) 参加表明書を提出できる者の範囲

参加表明書を提出する時において、2. 1) (1) 〔2〕の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている者とする。

4) 参加表明書の受領期限、提出先及び提出方法

令和7年11月27日から令和7年12月11日までの閉庁日を除く午前9時00分から午後5時00分まで（最終日は午後4時00分まで）に、原則として電子入札システムにより提出すること。

5) 技術提案書の受領期限、提出先及び提出方法

令和7年12月26日から令和8年1月23日までの閉庁日を除く午前9時00分から午後5時00分まで（最終日は午後4時00分まで）に、原則として電子入札シ

システムにより提出すること。

6) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、原則として電子入札システムにより提出すること。

入札書の提出期限は、令和8年2月3日 午後4時00分までとする。

なお、入札書の受付開始は、上記入札書の提出期限の日の前日（閉庁日を除く。）の午前9時00分からとする。

開札は、令和8年2月4日 午後1時30分 四国地方整備局入札室にて行う。

5. その他

1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

2) 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 免除

3) 入札の無効

本公示に示した指名されるために必要な要件を満たさない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

4) 手続における交渉の有無 無

5) 契約書作成の要否 要

6) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4. 1)に同じ。

7) 技術提案書（履行確実性の審査に必要な部分に限る。）のヒアリング等を実施するとともに、ヒアリング等に際して追加資料の提出を求めることがある。

8) 指名通知日

本業務における指名通知日については、令和7年12月25日とする。

9) 詳細は入札説明書による。